

## 徳島阿波おどり空港における国際チャーター便の運航手続きについて

徳島阿波おどり空港（徳島飛行場）は、国（防衛省：海上自衛隊）が管理・運営する共用空港です。徳島阿波おどり空港に国際チャーター便の運航を希望する場合は、運航予定日の3か月前までに、「航空会社」から「海上自衛隊」に対し、次の書類を提出する手続きが必要となります。（過去に就航実績のない航空会社や機材の場合、運航予定日の最低6ヶ月前まで）

- ① 徳島飛行場使用許可申請書（以下「申請書」という。：様式例1）
- ② 運航計画書（①の添付書類：様式例2）

この手続きについては、「徳島県」の事前調整が必要となっておりますので、徳島阿波おどり空港を発着する国際チャーター便の運航を希望される場合は、次の手順に従って手続きを行ってください。

### 1 手順

(1) 「旅行業者」は、徳島阿波おどり空港発着の国際チャーター便を利用した海外旅行（訪日旅行を企画する場合、国際チャーター便を運航する航空会社（以下「航空会社」という。）と調整の上、徳島阿波おどり空港の「運用時間」内で「発着禁止時間帯」を避けた、国際チャーター便の発着時間を設定してください。

- 運用時間 7：00～21：30
- 発着禁止時間帯 9：30～10：00  
10：15～10：45  
11：00～11：30  
11：45～12：15  
12：30～13：00  
14：00～14：45  
15：30～16：15  
17：00～17：30

(2) 「航空会社」は、申請書及び運航計画書の素案を作成し、「徳島県（観光誘客課）」に電話連絡の上、メールにて提出してください。

徳島県は、航空会社から受け取った申請書等の素案の内容を確認した上で、海上自衛隊と調整を行います。

この時点で、運航計画の詳細については未確定な箇所が多いと思われませんが、運航のご意向があれば、速やかに判明している範囲の情報で申請を行ってください。

- 徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課プロジェクト推進担当  
〒770-8570  
徳島県徳島市万代町1-1  
電話番号088-621-2702  
FAX番号088-621-2851  
E-mail [kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp)

(3) 徳島空港は「C I Q」が常駐していないため、必ず「C I Q」との事前調整が必要です。なお、C I Q各機関からの要望により、運航計画に関する調整は徳島県が行います。

○ C I Q (Customs Immigration Quarantine) 5機関

■税関

財務省 神戸税関 小松島税関支署

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)

TEL: 0885-32-0326、FAX: 0885-32-2701

■出入国管理

法務省 高松入国管理局 小松島港出張所

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)

TEL: 0885-32-1530、FAX: 0885-33-0672

【5月26日以降】

〒770-0852

徳島県徳島市徳島町2-17 (徳島法務総合庁舎5F)

TEL: 088-655-0131

■検疫

厚生労働省 広島検疫所 坂出出張所

〒762-0002

香川県坂出市入船町1-6-10 (坂出港湾合同庁舎2F)

TEL: 0877-46-4279、FAX: 0877-46-4788

■動物検疫

農林水産省 動物検疫所 神戸支所 四国出張所 高松空港事務所

〒761-1401

香川県高松市香南町岡1312-7 (高松空港内)

TEL: 087-879-4654、FAX: 087-879-5444

■植物検疫

農林水産省 神戸植物防疫所 坂出支所 小松島出張所

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)

TEL・FAX: 0885-32-1227

(4) 「航空会社」は、申請書等の素案の修正等について徳島県から連絡を受けた時は、その指示に従って速やかに修正等を行ってください。海上自衛隊の了解が出た時点で、「航空会社」から海上自衛隊に対し、徳島県を通じて正式な申請を行ってください。

(この時点が、運航日の3か月前までとなります。また、過去に就航実績のない航空会社や機材

の場合、運航予定日の最低6ヶ月前までとなります。)

(5) 「航空会社」は、申請した内容に変更等が生じた時は、徳島県に連絡の上、海上自衛隊の指示に従って、変更等の届出を行ってください。

(6) 「航空会社」又は「旅行者」は、運航する国際チャーター便のツアー集客状況について、随時、徳島県に連絡を行ってください。

※ 出入国手続体制等の参考とするために必要となります。

## 2 申請窓口

○ 徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課プロジェクト推進担当

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1-1

電話番号088-621-2702

FAX番号088-621-2851

E-mail kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp